

資料 4

第1回苫小牧市子ども・子育て審議会部会 委員意見と条例素案における検討状況等

<p>機関名：藤女子大学</p>	<p>検討状況等</p>
<p>氏名：小山 和利</p>	
<p>苫小牧市の体制が随分と整えられて来ており、連携の強化のための協議会等の運営も機能的であるとの印象を受けました。</p> <p>特に何かの修正を求めたり批判するような意見はありませんが、条例制定のための現状のイメージについて若干感じていることを述べたいと思います。</p> <p>条例の制定理由に、虐待の現状を深刻な社会問題と捉え、その根拠に虐待相談件数の増加を強調するのが説得力がありますし、社会的なインパクトも大きいことは言うまでもありません。ただ、体制が充実すると相談件数は自ずと増加するので、今後の虐待相談件数の増加に対して現実に見合う説明がしにくくなってしまうのではと心配します。既に、苫小牧市でも、以前であれば支援が行き届かなかったであろう家庭にも積極的に介入や支援を行った成果も数字に表れている筈です。</p> <p>マイナスのイメージで語られる虐待相談件数の増加は、どうしても現場の負担感ばかりが増えて、前向きな気持ちになりにくい数字です。虐待相談件数は決して悲観的な現状を示すだけの数字ではありません。早期に虐待を疑い、援助や介入の時期を早め幅を広げたことの結果や、教育や医療現場の意識の変化や連携の強化の成果でもあると思います。子どもの権利擁護、そして子どもの明るい未来を創るために積極的に活動した業績記録としても、もっと社会に認知されてほしいと思います。</p> <p>また、虐待の定義が広がったことも相談件数の増加に反映されている筈です。虐待の範囲を広げることで、子どもの権利擁護が推進されたと言えます。受け身ではなく、積極的に定義を広げ、取り組んできた成果と考えられないでしょうか。</p> <p>現在の虐待対策の不備が条例の制定理由になるだけではなく、現在の活動をより積極的に推進するための理念そして現場で働きやすい理念であってほしいと思います。</p>	<p>(第4条～第7条)</p> <p>「現在の虐待対策の活動をより積極的に推進するための理念そして現場で働きやすい理念であってほしい」との意見を受け、市、保護者、市民等、関係機関等それぞれの責務において、より具体的な表現としました。</p> <p>(第14条)</p> <p>虐待相談件数に係る意見を受け、情報を発信することで、市民等の虐待への認識や取り組みへの理解促進にもつながるものとして素案に加えました。</p>

機関名：高田法律事務所	検討状況等
氏名：高田 耕平	
骨子案をもとに、具体的な課題に対応することのできる条例の制定に向けて、議論を進めていく必要が重要であると考えます。	○虐待対策において体制及び連携の強化、地域づくりは永続的な課題であり、その対策には地域特性を踏まえた内容にしたいと考えます。 児童虐待防止法と現状の条例案との対比等について資料4別表にまとめました。

機関名：苫小牧市医師会	検討状況等
氏名：木原 美奈子	
<p>条例の骨子案については、特に問題ないと思います。</p> <p>条例に組み込むのは難しいのかもしれませんが、特定妊婦の件は児童虐待の問題を論じる際にさけて通れない件だと思います。</p> <p>コロナ流行開始後に未受診妊婦や自宅での墜落分娩が相次いでいます。予後不良な例も認めます。現在当院で外来フォローしている社会的ハイリスクの方も特定妊婦からのお子さんがかかり多いです。</p> <p>出生前から特定妊婦と各所との関係性を作り支援につなげることが、児の安全につながるような気もします。</p> <p>臨床の現場からの意見として、参考にさせていただければ幸いです。</p>	<p>(第3条第1項)</p> <p>特に生命力の弱い乳児が対象となることから、死に至らしめるおそれを加えました。</p> <p>(第8条第3項)</p> <p>特定妊婦の文言を加えることが可能か調整中です。</p>

※特定妊婦とは：出産後の子どもの養育について、出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦

機関名：いぶり・ひだか児童家庭支援センターしずく	検討状況等
氏名：田中 春代	
<p>意見D</p> <p>● 2. 苫小牧市における児童虐待への取り組みの個別ケース検討会議の開催について</p> <p>「家族の持つストレスに着目した展開を行う」ことは、苫小牧市の児童福祉行政の素晴らしい在り方であると感じました。ケース会議参加者及びその他の全ての関係機関との間で共通理解を持つために、条例の理念の中にも、市は課題偏重ではなく、ストレス視点で家庭と向き合っていく、という文脈を盛り込んでいただきたいと思いました。</p> <p>● 3. 児童虐待防止条例骨子（案）市の責務と保護者の責務について</p> <p>「子どもの権利権益の擁護」に関し、苫小牧市が考える擁護されるべき児童の権利・権益がどこからどこまでなのかが具体的に記述されていると、より市民がイメージしやすく、日常の中で活用しやすい法規になると考えました。</p> <p>● 3. 児童虐待防止条例骨子（案）市民等の責務について一方的に責務を課す態度と捉えられることのないよう、全ての児童が社会的な存在・社会の子どもであること、地域社会のまなざしが子どもの健全育成に寄与する等の文脈があると、条例の目指すところが伝わりやすいと感じました。</p> <p>● 3. 児童虐待防止条例骨子（案）虐待を行った保護者への指導及び支援について</p> <p>加害保護者は、精神的な疾患や障がいを抱えるケースが多く、医療機関との連携が必要となる場合が多いことから、「必要な指導又は支援」の中に医療的な関りを加えることを検討いただきたいと考えました。</p> <p>● 3. 児童虐待防止条例骨子（案）子どもへの虐待に関する知識の普及について</p> <p>P T Aや町内会等を周知したい対象に加え、声を掛け合う、顔が分かる、まなざしを向け合う地域づくりなど、この条例が目指したい地域についての思いを明記したいと考えました。</p>	<p>(第4条第4項)</p> <p>ストレス視点等、支援手法について、調査研究を規定しています。</p> <p>(第6条)</p> <p>一方的に責務を課す態度にとられないよう、文末表現を工夫しました。</p> <p>(第6条第3項)</p> <p>地域社会及び地域づくりの意見を受け、地域における子育て支援が重要な役割にあることを加えました。</p> <p>○医療的な関りについて、児童虐待防止法第11条に児童相談所による医学的又は心理学的知見に基づく指導に関する規定があります。市でも医療機関と連携し支援に当たっているところですが、人材面などから市の条例で規定するのは難しいものと考えています。</p>

<p>機関名：北海道私立幼稚園協会苫小牧・日高支部</p>	<p>検討状況等</p>
<p>氏名：青山 邦子</p>	
<p>苫小牧市は児童虐待の件数が多く、児童虐待防止条例を制定する意義の大きさを感じています。また、この条例が文字だけに終わらず、現在も行われている虐待防止の機能をより一層強め、大きな抑止力となることを期待しています。</p> <p>子どもの心や体の健全な成長は、健全で平和な世界の基盤となると考えます。子どもが受けた体や心の傷へのケアと共に、虐待をしてしまう親のケアをどのように行うのか、どのような体制を作ることができるのでしょうか。他市の条例などで、参考にできるような成功した例などはあるのでしょうか。</p> <p>資料P4の2(1)のエ「切れ目のない支援体制の構築」の中の「児童虐待の未然防止」には、具体的に、誰に誰が何をどのように行うことが有効なのでしょう。</p> <p>誰に：支援が必要な家庭を見つけることでは、資料より、地域や保育施設、学校の発見が多数あります。より、通告しやすい機能になって欲しいと思います。</p> <p>誰が：児童虐待に係るマンパワーは充分にあるのでしょうか。</p> <p>どのように：必要であれば親子を離す体制も充分用意できるのでしょうか。</p> <p>地域には各町内会を通して、早期発見の力になってもらい、子どもたちへは学校教育の中で、虐待防止について伝え、より助けを求めやすい体制も作っていただきたいです。</p>	<p>(第8条第4項)</p> <p>通告しやすい機能として、環境の整備について規定しました。</p> <p>○成功例では市ではありませんが、スウェーデンが先進地として知られています。</p> <p>○切れ目のない支援体制及び支援が必要な家庭を見つけることについて、各年代における全体支援を行っている機関との連携において網を張ることが重要と考えています。</p> <p>○マンパワーについて、本市では国の子ども家庭総合支援拠点設置要綱の人員配置基準を上回る配置をしており、相談体制の確保に努めています。</p> <p>○親子を離す体制について、一時保護は児童相談所の権限であり、市の条例において具体的な記載はしておりません。一時保護について、市には適切なリスク評価が求められます。</p>

機関名：苫小牧市法人保育園協議会	検討状況等
氏名：遠藤 明代	
<p>これまで保育園は各園それぞれに工夫されて園内でのフローチャートは作成していると思います。しかし、苫小牧市のこども支援課と情報の共有をし、福祉・ふれあいセンター敷地内に設けられる室蘭児童相談所の分室と連携しながら、虐待を受けている子及び受けそうな子そして虐待をしてしまう保護者をどう支援してゆくのかなど、苫小牧市独自の各施設の連携連絡の道筋がわかるような仕組みづくりを可視化して、各施設へのより一層の早期発見・早期対応の仕組みを期待します。</p>	<p>(第8条第3項) 虐待を受けそうな子までを含めた支援についての意見を受け、虐待を受けるおそれがある子に関し緊密な連携を持つこと、子ども家庭総合支援拠点等による支援等を規定しました。</p>

機関名：苫小牧市小学校長会	検討状況等
氏名：毛利 毅	
<p>1. 苫小牧市における児童虐待相談の現状について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・増加傾向にあり、保護者や市民への啓発や未然防止の対策、児童・保護者への支援が急務であると思った。 <p>2. 苫小牧市における児童虐待の取組について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・様々な取組が行われていることが分かりました。虐待防止の取り組みにより、どのような成果と課題があるのかを明確にすることで、虐待防止条例制定の必要性も強調されるのではないかと思います。 <p>3. 児童虐待防止条例骨子（案）について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内容的に必要最低限に絞られていてよいと思います。 ・浅口市の条例を見ると、第9条に施策の推進があり、市が推進する施策が明確になっていてよいと思いました。 ・骨子なので条例の表記と異なっていると思いますが、体言止めではなく禁止表現や命令表現、実効表現が良いです。 ・8の通告等については、「に關すること」と結ばれており、具体的に何をしてもらいたいのが分かりませんでした。 	<p>(第4条～第7条) それぞれの条文の文末で責務の強さの違いを表現しました。</p> <p>(第9条) わかりやすい条文となるよう心がけました。 ○虐待対策において体制及び連携の強化、地域づくりは永続的な課題であり、その対策には地域特性を踏まえた内容にしたいと考えます。 児童虐待防止法と現状の条例案との対比等について資料4別表にまとめました。</p>

機関名：苫小牧市民生委員児童委員協議会	検討状況等
氏名：松村 順子	
<p>条例を定めることにより、一人でも多くの市民が児童虐待防止に対する正しい理解と認識を深め、何より関心を持っていただくことに期待しております。</p> <p>私は苫小牧市民生委員児童委員協議会として、苫小牧市に児童相談所開設を願い署名活動を進める中で、学校・幼稚園・福祉団体・企業など思いつくところは全て訪問尽くした中で、予想外だったのが主だった企業巡りの中で従業員の方々の反応の良さでした。企業にお勤めの方は、若い世代の方が多く、正にご自身が子育て世代で、とても身近な問題として受け止めていただいたようです。</p> <p>令和3年1月1日条例施行日として、毎年1月を強化月間と定め、若い世代の方が中心となった記念事業を立ち上げる事により、広い世代・業種の方に児童虐待防止が浸透するものと考えます。</p>	<p>(第6条第1項) 市民の責務として関心と理解を深めることについて規定しました。</p> <p>(第13条) 児童虐待防止月間は全国的なキャンペーンのため、11月としています。令和3年1月には条例制定のほか、児童相談複合施設の開設と児童相談所分室開設に係る記念事業を実施したいと考えています。</p>

機関名：公募委員	検討状況等
氏名：藤崎 詠子	
<p>児童虐待には親の孤立感や頼れる場を知らないなどが大きく関係すると思います。制度等の充実とともに周知・ネットワークの方法等に期待したいです。</p>	<p>(第13条、第14条) 保護者の孤立化予防をはじめとした子育て支援施策も周知・公表内容に加えてまいります。</p>